

国立大学法人鹿屋体育大学修学支援基金運営委員会規則

（平成29年9月21日）
規 則 第25号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学修学支援基金規則第5条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学修学支援基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（任務）

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1）鹿屋体育大学修学支援基金（以下「基金」という。）の管理運営に関する事項
- （2）募金計画及び事業計画の策定に関する事項
- （3）事業報告に関する事項
- （4）その他基金の運営、募金及び事業に関する必要な事項

（構成員）

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）学長
- （2）理事（教務・学生・研究・国際交流担当）
- （3）学生委員会委員長
- （4）事務局次長
- （5）学生課長
- （6）経営戦略課長
- （7）国立大学法人鹿屋体育大学の役職員以外の者で大学業務に関し広く識見を有する者から学長が任命する者 若干名
- （8）その他学長が指名する者

（任期）

第4条 前条第7号及び8号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期満了前に欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長をもって充てることとし、副委員長は委員長の指名する者をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

(議事)

第6条 運営委員会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、運営委員会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 運営委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年9月21日から施行する。

2 この規則施行後、最初に任期の定めのある委員となる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。